

**第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の
平成29年度実績報告及び中間見直し
並びに平成30年度計画の評価結果報告書**

平成30年9月5日

岩倉市行政経営プラン推進委員会

I はじめに

岩倉市では、平成27年度を目標年度とした「岩倉市行政経営プラン」の計画期間が終了したことから、引き続き、平成32年度を目標年度とした「第2期岩倉市行政経営プラン（計画期間：平成28年度～平成32年度）」及び「同行動計画」を、岩倉市行政経営プラン推進委員会（以下「当委員会」という。）の意見を聴きながら、平成28年度に策定した。

この「第2期岩倉市行政経営プラン」は、基本目標を「将来にわたって自立でき、発展するまちづくり」と定め、ヒト・お金・モノ・情報という市が持つ4つの経営資源を基にした柱とこの柱ごとの方向性を定めて、行政改革に取り組んできた。

このたび、当委員会において、岩倉市市民参加条例に基づく市民参加手続の一つとして、第2期岩倉市行政経営プラン及び同行動計画に基づく平成29年度実績報告及び中間見直し並びに平成30年度計画について、平成30年7月30日・31日・8月3日の3日間にわたり審議を行った。その評価及び提案を次のとおり取りまとめたので報告する。

II 総括

第2期岩倉市行政経営プランは、平成25年度から施行された岩倉市自治基本条例第21条「市長は、総合計画に基づき財政計画を定めるとともに、財源の確保並びにその効果的な配分及び効率的な活用を行い、最少の経費で最大の効果が得られるように行財政改革に努め、健全な財政運営を行わなければならない。」との規定に基づき策定されたものであり、市として、平成32年度を目標年度として行政改革に取り組んでいる。

本年度、当委員会は、第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の平成29年度実績についての審議を行うとともに、計画期間の中間年度に当たることから、行動計画の中間見直しを行い、それを踏まえて設定された平成30年度計画についても審議を行った。

今回、3日間にわたり、担当課職員からの説明を求め、提出された資料に基づき、計画に基づく実施状況等について確認したところ、当委員会が昨年度までに指摘した事項、計画に対する取組は、全体として、おおむね順調に進捗していると認められた。そして、見直しの内容も適切であると認められ、行政改革を進める上での基本となるPlan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）のPDCAサイクルは実施できていると評価できる。

なお、今回行った行動計画の見直しの結果は次のとおりであった。

	説 明	項目数 (割合)
変更	取組内容、効果見込等の一部に修正が必要なものがあるため、内容等を修正し、継続すること。	16 (31.4%)

	説 明	項目数(割合)
整理	目標を達成した、又は、目標と現状が一致しなくなった等の理由によりこれまでの取組業務を変更し、新たな取組業務を設定すること。	4 (7.8%)
維持	引き続き同じ取組内容等で取り組むこと。	28 (54.9%)
新規	新たに取組業務を設定すること。	3 (5.9%)
	計	51 (100%)

一方で、行動計画の数が新規も含め51項目に上る一方、審議される項目の取組の進捗が進まず、変化が分かりづらい項目も一部に見られた。例えば、市税、各種料金等の収納率の向上に関する項目については、1年当たりの目標値の上昇幅が非常に少なく、かつ、現状の取組を継続しているものもある。さらには、各課が個別に収納業務に当たっているように感じるので、今後は、収納に係る部署がこれまで以上に連携して収納率の向上に取り組むべきではないか。

また、行政経営プランに掲げる取組目標を達成するためにも、新たな取組目標を設定することを要望するものである。

行政用語は一般の市民にとってわかりづらいものが多く、これまで理解するのに苦労した部分があったが、今年度は、当委員会に用語説明資料を提出いただいたことにより理解が進んだ。今後も、このように市民にわかりやすく説明する取組を継続してほしい。また、所管課が当委員会に取組内容等を説明する際には、単なる実績及び次年度計画の報告に留まることなく、新規の取組事項やその効果を具体的な数値等で訴えかけることで、当委員会での審議もより充実したものになるはずである。

また、行政改革を進める市職員の働き方をみるに、近年、国において働き方改革が推進される中、岩倉市役所においても職員の心身の健康増進や生産性の向上を進め、ワーク・ライフ・バランスを保持するため、休暇取得促進、残業時間の縮減の取組を行っているところであるが、率先すべき所管課において休暇の取得、残業時間縮減の状況が芳しくないようである。事業を推進する課はもとより、市長をはじめとした上役が率先して休暇取得、残業時間の縮減を行うことにより、職員の意識を改善することが必要なのではないだろうか。

岩倉市においても指定管理者制度を導入し、民間事業者の人材・ノウハウの積極的活用に取り組んでいるところである。公の施設の適正な管理運営を確保するために行うモニタリングについては、施設の所管課においてそれぞれ実施していた状況であるが、平成30年3月に「指定管理者モニタリングマニュアル」を策定し、指定管理者に対するモニタリングの統一的な基準を定めたところである。今後は、この「指定管理者モニタリングマニュアル」をモニタリング、プロポーザル、監査等に活用することにより、市として一定の基準に沿った指定管理者制度の運用に活かされるとのことである。今後は、その成果を市民にわかりやすく公表してほしい。

最後に、当委員会は、市が自ら課題を設定し、市民がその取組状況について評価をする場であり、市の業務の質的向上を図る場として貴重なものである。委員会の議論が活発に行われるためにも、今回の中間見直しを良い機会と捉え、市民に対し、行動計画の中で市の現状を踏まえた問題提起をすることも必要ではないかと思う。

今後も、我々は市の第三者機関として市民の視点で市の取組を真摯に評価していきたいと考えているので、今回の委員会での議論ができるだけ市政に反映されることを期待したい。

Ⅲ 第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の平成29年度実績及び中間見直し並びに平成30年度計画について

取組項目ごとに別紙により当委員会の意見をまとめたので、参考にしてほしい。

岩倉市行政経営プラン推進委員会委員

委員長	岩崎 恭典	副委員長	赤堀 俊之
委員	川中 保	委員	東野 広隆
委員	木村 達介	委員	戸田 和子
委員	三輪 千秋	委員	水野 由香里
委員	永野 宗久	委員	堅田 友則